# 平成30年第3回佐伯市教育委員会会議録

1 日 時 平成30年3月28日(水)

開会 15時00分 閉会 16時29分

- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名

教育長 土﨑 谷夫

委員 河野 利道委員 桑門 超委員 米倉 ゆかり委員 岩佐 礼子

4 事務局

教育部長 小野 正司 教育総務課長 吉村 岩雄 学校教育課長 川野 剛 社会教育課長 長田 文春

体育保健課長 阿部 俊二

本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 清田 甲生

5 付議した議案 9件6 報告事項等 5件7 その他 0件

8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成30年第3回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第2回教育委員会の会議録の承認を河野委員お願いいたします。 (会議録に署名)

教育長の報告

- · 2/27~3/22 第1回市議会定例会
- ・3/19 教職員人事異動内示
- ・3/23 市職員人事異動内示

議 案

## 【議事】

議案第7号 佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第7号佐伯市教育委員会事務局組織規 則の一部改正について、教育総務課からお願いします。

教総課長 議案第7号佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定により、当該規則の一部を改正 する規則を定めるものであります。提案理由は、平成30年度組織・機構改編によ り、社会教育課に「市史編さん係」が新設されるためであります。詳しくは4ペ ージをお開きください。第3条の表中社会教育課の2係に新たに「市史編さん係」 を追加したものであります。15ページをお開きください。当該新設に伴い、「市 史編さん係」に係る事務分掌を追加したものであります。説明は以上です。

教育長 市長が、議会質問等に対し平成30年度から新しい合併市の市史の編さんを始める と答弁したことを受けての機構改革であり、係設置及び人員配置を行うものであ ります。2名体制でスタートしますが今後は業量が拡大していくものと推察して おります。社会教育課がこれまでの2係体制から3係体制となるものであります。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいで すか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第8号 佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について

教育長 議案第8号佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について、担当からお願いします。

教総課長 議案第8号佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、当該規則の一部を改正する規則を定めるものであります。提案理由は、本匠保育所及び直川保育所が認定こども園の認定を受けたことにより、平成30年度から本匠幼稚園及び直川幼稚園を廃止するためです。また、よのうづ幼稚園について、平成30年度に入園する間越地区の園児がスクールタクシーで通園予定のため同地区を運行対象地域に加えるものであります。説明は以上です。

教育長 認定こども園の認定を受けた場合は、スクールバス及びタクシーの運行対象では なくなるということでよいですか。

教総課長 はい。

教育長 保護者が送迎するということですね。

河野委員 自宅から子ども園までの距離が遠く、保護者が送り迎えできない状況はないのか。

教総課長 子どもを子ども園まで送迎していただくことが子ども園化の条件となります。

河野委員 仕事の都合等で送迎ができない保護者がいるのではないかと心配になるが。

学教課長 現在は、そういった相談等はありません。保育所のときから送迎をお願いしているので、もう一年お願いする形になります。

河野委員 スクールバスの運用については、事故等を考慮し厳格に運用されているが、もう 少し柔軟な対応がとれてもよいと思うときがある。

桑門委員 柔軟な運用はできないのか。どのような問題があるのか。

教育部長 規則等の改正を行うと全体的な人数、バスの配置等さまざまな影響がある。

教育長 スクールバス・タクシーの契約状況やエリアなど学校ごとの状況を議案とは関係 なく次回以降の教育委員会で委員に報告してください。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろ しいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第9号 佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について

教育長 議案第9号佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について、担当からお願い します。

教総課長 議案第9号佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、当該規則の一部を改正す る規則を定めるものであります。提案理由は、本匠保育所及び直川保育所が認定 こども園の認定を受けたことにより、平成30年度から本匠幼稚園及び直川幼稚園 を廃止するためです。説明は以上です。

河野委員 廃止された園舎はどのようになるのか。

学教課長 本匠の旧園舎は認定子ども園が引き続き利用する予定で、直川の旧園舎は小学校 が活用する予定と聞いています。

教育長 その他意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第 10 号 佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について

教育長 議案第 10 号佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について、担当からお願いします。

教総課長 議案第 10 号佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、当該規則の一部を改正する規則を定めるものであります。提案理由は、平成 30 年度の組織改編によるもので、人権・同和対策課の所属が福祉保健部から総務部へ変更されたことによるものです。説明は以上です。

教育長 意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいです か。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第 11 号 佐伯市教育関係団体等補助金交付要綱の廃止について

教育長 議案第11号佐伯市教育関係団体等補助金交付要綱の廃止について、担当からお願いします。

教総課長 議案第11号佐伯市教育関係団体等補助金交付要綱の廃止について、地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、当該規則を廃止するも のであります。提案理由は、本要綱は、佐伯市教育委員会告示により、教育委員 会の職務権限で市補助金の交付決定等を行うことを定めているものでありますが、 市補助金の交付決定等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 22 条第 6 号の規定により、市長の職務権限となっていますので、本要綱による市補助金の交付決定等は適切ではないことから、本要綱を廃止しようとするものであります。なお、本要綱の廃止後は、佐伯市補助金等交付規則(平成 17 年佐伯市規則第 56 号)により、市長の職務権限で引き続き市補助金の交付決定等を行うこととしております。この廃止の施行期日は平成 30 年 4 月 1 日としており、この告示による廃止前の佐伯市教育関係団体等補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた団体に係る旧要綱第 8 条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有するものであります。説明は以上です。

河野委員 この要綱の権限は、市長権限ではなかったということですか。

教総課長 平成28年度に監査事務局からの指摘により、整理を行ったものであります。

教育長 教育行政の執行権を著しく制限しているとの考えもあるが現在の法律の解釈では 予算の執行権は地方公共団体の長にあるということになります。

教育長 意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第 12 号 佐伯市就学援助要綱の一部改正について

教育長 議案第12号佐伯市就学援助要綱の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 議案第12号佐伯市就学援助要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、当該規則の一部を改正する規則を定めるものであります。提案理由は、就学援助制度のうち準要保護世帯に対する援助については、市町村の予算の範囲内で実施しており、その対象品目については国の規定する対象品目を準用しています。平成29年度に学校給食費の支給を完了したことから、平成30年度はクラブ活動費、生徒会費及びPTA会費のうち、より対象範囲の広いPTA会費を支給対象とすることを規定するものであります。就学援助費については、文部科学省がホームページ上に掲載している資料のとおり、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者にして市町村が行うものであり、国からの補助金が2分の1となっております。説明は以上です。

教育長 既に学校給食費は援助の対象となっていると思うが、その他の対象品目を示して

ください。

学教課長 6年生を対象とした修学旅行費、学用品、通学用品、校外活動費、新入学児童生 徒の学用品、医療費が対象となっています。

教育長 意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 最近、子ども貧困と言われているが対象の人数は増えていますか。

学教課長 前年との比較をしていないので、はっきりしたことは言えませんが児童生徒の全 体の人数が減少傾向でありますので。

岩佐委員 予算も減少していますか。

学教課長 対象を拡げていますので、予算は増加しています。

教育長 意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第 13 号 佐伯市文化活動事業補助金交付要綱の廃止について

教育長 議案第13号佐伯市文化活動事業補助金交付要綱の廃止について、担当からお願い します。

社教課長 議案第13号佐伯市文化活動事業補助金交付要綱の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、当該要綱を廃止するものであります。提案理由は、本要綱は、佐伯市教育委員会告示により、教育委員会の職務権限で市補助金の交付決定等を行うことを定めているものでありますが、市補助金の交付決定等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第6号の規定により、市長の職務権限となっていますので、本要綱による市補助金の交付決定等は適切ではないことから、本要綱を廃止しようとするものであります。なお、本要綱の廃止後は、佐伯市補助金等交付規則(平成17年佐伯市規則第56号)により、市長の職務権限で引き続き市補助金の交付決定等を行うものであります。この廃止の施行期日は平成30年4月1日としており、この告示による廃止前の佐伯市教育関係団体等補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた団体に係る旧要綱第9条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を

有するものであります。説明は以上です。

教育長 議案第13号は、議案第11号の佐伯市教育関係団体等補助金交付要綱の廃止についてと根拠等を同じくするものであります。また、経過措置等の効力を有するという規定も同じ事情の構造となっております。いずれも市長権限となっているものをこれまで教育委員会の職務権限の一部であるという形で執行してきたものが適切でないということで、本則に基づいて改めようとするものであります。

河野委員 この要綱に基づく補助金は、いくら位団体に補助していますか。

社教課長 旧市町村の文化協会が対象で、金額は50万円程度、8団体に交付しており、その 他団体にも交付していますが主なものは文化協会への補助となっております。

河野委員 今度から教育委員会が補助金を交付しないということですね。市長部局でやって もらうということですか。

教育長 決裁権限が市長まで行くということです。

教育部長 市長に代わったということです。

教育長 その他意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第 14 号 佐伯市文化・スポーツ奨励金交付要綱の廃止について

教育長 議案第 14 号佐伯市文化・スポーツ奨励金交付要綱の廃止について、担当からお願いします。

体保課長 議案第14号佐伯市文化・スポーツ奨励金交付要綱の廃止について、地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、当該要綱を廃止するものであります。提案理由は、議案第11号及び第13号と同じでありますが、違う部分は5行目からの、なお、本要綱の廃止後は、佐伯市告示により新たに制定する佐伯市芸術文化奨励金交付要綱及び佐伯市スポーツ奨励金交付要綱により、市長の職務権限で引き続き市補助金の交付決定等を行うこととしています。あと経過措置等に関しましては、附則第2項に佐伯市スポーツ奨励金交付要領の廃止を規定しています。要領は金額等を明記しているものです。経過措置は議案第11

号及び第13号と同様のものです。説明は以上です。

教育長 廃止後の新たな要綱は、芸術文化奨励金とスポーツ奨励金は別々の要綱となります。

教育長 どのような要件で補助金が交付されるのですか。

体保課長 現在の奨励金については、小・中学生、高校生及び一般を含め、九州大会以上、 全国大会以上、国際的大会に出場する場合で段階的に分かれており、個人で出場 する場合と団体で出場する場合で金額が分かれております。現在、高校生及び一 般については九州大会であれば3千円、全国大会であれば5千円です。新たな要 綱に基づくものは、小・中学生及び高校生を高い基準に合わせて、一般は低い方 の3千円としています。

教育長 議会から小・中学生は同じ金額で高校生の金額が低いのはなぜか、奨励金として は差があるべきではないというご指摘もあり、同額に合わせる改正を行うもので あり、九州大会以上の出場に補助するものであります。中学校の部活動で九州大会以上の大会に出場する場合の補助金が別にあるがその補助金との併用はできな いようになっており、どちらかを選択するようになっています。

教育長 その他意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第 15 号 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 議案第 15 号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、担当からお願いします。

教総課長 議案第15号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3項の規定により、佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおり行うことについて承認を求めるものであります。提案理由は、平成30年4月1日付けで、教育委員会事務局職員の人事異動を行うためです。今回の人事異動で部長を始め、課長職3名、課長補佐級3名、一般職が16名、再任用短期時間勤務職員が5名、県派遣指導主事が4名、退職が4名となっており計36名の異動となっております。教育委員会全体の人数は、平成29年度80名、平成30年度80名で人数の変更はありませんが、市史編さん係に2名配

置し、その代わりに本匠、直川幼稚園が各1名減となっております。説明は以上です。

教育長 教育部長の退職により、大分県教育庁から人材派遣ということで狩生部長を派遣していただきました。このことは、来年度から3か年の間に新しい学習指導要領が小・中・高と学年を追って年度ごとに本格実施に移行していきますけれど、そのような意味で大きく教育内容の事情も変わってくるということが1つと、先生方の働き方改革が喫緊の課題としてスピード感を持って改正に向かわなければならない、これには国の働き方改革ガイドライン、さらにはスポーツ庁等が出す中学校等における部活動等のあり方改革の指針等が示されており、中央の教育行政と県の教育行政、それと一体をなす市の教育行政は、県及び国と情報連携を緊密に取りながら、佐伯市の的確に対応していかなければならないという情勢があるために、佐伯市から大分県に人材を要請した形で招いております。

=その他職員の人事異動について説明=

教育長 意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

### 報告事項等

- (1) 平成30年度学校教育指導方針について
- (2) 平成30年度社会教育推進計画について
- (3) 平成30年第1回佐伯市議会定例会代表質問・一般質問について
- (4) 平成30年度当初予算(教育委員会関係分)について
- (5) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認:特になし)

特にないようですので、以上で本日の第3回佐伯市教育委員会を終了します。